

第403回神奈川地方最低賃金審議会
議事録

- 1 日時 令和元年8月5日(月)
午後1時30分から午後2時00分まで
- 2 場所 横浜第2合同庁舎 共用B会議室
- 3 出席者
 - 公益代表委員 石崎由希子、遠藤淳子、大西純、
千葉景子、盛誠吾
 - 労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、林克己、
林典子、山川眞一
 - 使用者代表委員 上谷公志郎、栗原敏郎、清水智華子、
鳥海衡一、西村明夫
- 4 議事
 - (1) 神奈川県最低賃金の改正について
 - (2) その他

【事務局：専門監督官】

それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日もお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

本日の審議会は公開しておりましたが、傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでした。

それでは、本日の出席状況を確認させていただきます。

15名の委員のうち、15名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づきまして、本会議は有効に成立していることを御報告申し上げます。

本日、神奈川県最低賃金専門部会長名の「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」の写しを、配付していますので御確認ください。

それでは、会長よろしく願いいたします。

【会 長】

それでは、第403回神奈川地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本日の議事録の署名でございますが、

私と、

労働者側 林（克己）委員

使用者側 上谷委員

をお願いします。

それではさっそく議事に入らせていただきます。

まず、神奈川県最低賃金の改正決定についてですが、本日まで専門部会において慎重な審議を重ねてまいりました。

これについては、神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書として取りまとめられております。

その経過について、事務局から説明してください。

【事務局：賃金室長】

はい、8月1日から本日まで、専門部会において、精力的かつ慎重な審議が重ねられて来たところでございますが、労使の見解は一致を

みませんでした。

このため第3回専門部会において、最終的には公益委員が目安どおり28円の引上げを提案され、採決が行われたところ、

労働者側委員は全員賛成

使用者側委員は全員反対

ということで、公益委員を含め賛成多数という結果となり、今お配りしております「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」がまとめられました。

【会 長】

では、事務局で報告書を読み上げてください。

【事務局：監察監督官】

では、読み上げます。

「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」を読み上げ

【会 長】

はい、どうもありがとうございました。

専門部会の報告について、部会に参加されていない委員も含めて、何か御意見、御質問などございますか。

【会 長】

ひとつだけ、別紙2の使用者側委員の意見として、先ほど直したはずなのですが、“使用者側としては賛成できない”という点が。

【労働基準部長】

失礼いたしました。修正いたします。

【会 長】

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
では、ここで採決をさせていただきます。
それでは、専門部会長の報告書のとおり、
時間額 1,011 円、引上げ額 28 円、
とすることについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

【事務局：専門監督官】

賛成の委員の方 9 名です。

【会 長】

それでは反対の方、挙手願います。

【事務局：専門監督官】

反対の委員の方 5 名でございます。

【会 長】

それでは、賛成多数と認められますので専門部会の報告書のとおり、
時間額 1,011 円で決定させていただきます。

ではこれを局長に答申するということになりますので、事務局は案
文を配付してください。

事務局は答申文（案）を配付

【会 長】

それでは、事務局で読上げをお願いします。

【事務局：監察監督官】

答申文案を読み上げます。

答申文（案）読上げ

【会 長】

はい、ありがとうございました。

この答申文案について、何か御意見はございますか。

特に御意見がなければ、これで答申したいと思います。

事務局は用意してください。

会長から局長へ答申文手渡し

【事務局：専門監督官】

ここで局長から一言御挨拶申し上げます。

【局 長】

神奈川県最低賃金の改正について、ただいま答申をいただきました。
ひと言御礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、また大変暑い中、
連日真摯に御審議いただきまして、大変ありがとうございました。

本年度における神奈川県最低賃金の改定につきましては、7月3日
の審議会で諮問し、8月1日に中央最低賃金審議会の目安を伝達させ
ていただきました。この日から3回にわたって精力的に御審議をいた
だいて答申をいただきましたことにつきまして厚く御礼申し上げます。

当局といたしましては、今後10月発効に向け、所要の手續に万全を
期してまいります。

また、改定後の最低賃金額の周知、履行確保にしっかり努めるとと
もに、特に中小企業・事業者に対する支援の充実徹底をはじめとして、
いただいた答申文に記載された各事項について適切に対応してまいり
ます。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場での最低賃金額や
各種支援策の周知など、最大限の支援を賜りますよう、重ねてお願い
いたします。

簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

【会 長】

それでは、事務局から発効までの手続き等について説明願います。

【事務局：賃金室長】

本日答申要旨の公示を行います。公示期間は本日を含めて16日間ですので、異議申出の期限は8月20日までとなります。

発効日については、異議の申し出があった場合の審議の結果にもよりますが、官報公示の手続きを経て、公示一か月後に最低賃金の効力が発生します。

最短で手続きが進みますと、法定発効日は9月29日となりますが、先ほど採決いただきましたとおり10月1日が指定発効日とされております。

【会 長】

それでは、事務局の方で今後の手続きをよろしく願います。

その他、何か連絡事項はありますか。

【事務局：賃金室長】

はい、今回の審議会についてですが、先ほど御説明いたしましたとおり異議申出がありました場合は、審議会を開催することとなります。本日公示しますと異議申出期間が8月20日までとなりますので、その翌日の8月21日水曜日に審議会を予定しております。よろしく願います。

なお、当日は特別小委員会を開催したいと考えておりますので、小委員会メンバーの委員の皆様は御出席をよろしく願います。

【会 長】

では、以上をもちまして第403回神奈川地方最低賃金審議会を閉

会とさせていただきます。

委員の皆様には、これまでいろいろ御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

閉 会